

令和2年度 公益財団法人高知縣市町村振興協会 事業計画

市町村の健全な発展を図り、県民の福祉の増進に資することを目的とし、定款第4条に定める事業を行う。

1 資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

県内市町村・一部事務組合・広域連合に対して、災害時における緊急融資及び災害防止事業並びに緊急に整備を要する施設整備事業の地方資金として貸付を行う。

(1) 長期貸付事業

① 貸付対象事業

高知県知事に届出及び知事と協議し同意又は許可を得た次の各号の事業とし、各号の順位により貸付を行う。

- (1) 一般会計債のうち一般単独事業
- (2) (1)以外の一般会計債の事業
- (3) 公営企業債の事業

② 貸付条件

区 分	長期貸付
利 率	公益財団法人高知縣市町村振興協会基金貸付細則に定める利率 (財政融資資金の貸付金利を参考に、理事長が定める率。下限は0.1%とする。)
貸 付 日	毎月 25 日
償還方法	半年賦元金均等償還 半年賦元利均等償還
貸付及び償還期間	5年(うち据置期間1年以内) 10年(うち据置期間2年以内) 12年(うち据置期間2年以内) 15年(うち据置期間3年以内) 20年(うち据置期間3年以内)
償 還 日	9月24日 3月24日
延滞利息	延滞元利金につき年10%

【予算額】 17億円

【充当する財源】 高知県からの市町村振興宝くじ交付金(サマージャンボ宝くじ)の積立金

(2) 短期貸付事業

① 貸付対象事業

災害等の緊急事態が発生し、短期貸付の必要があると認められた事業

② 貸付条件

区 分	短期貸付
利 率	公益財団法人高知縣市町村振興協会基金貸付細則に定める利率 (財政融資資金の貸付金利を参考に、理事長が定める率。下限は 0.1%とする。)
貸 付 日	その都度団体の希望する日
償還方法	一括償還
貸付及び 償還期間	貸付日から6ヵ月以内
償 還 日	借用書に定める日
延滞利息	延滞元利金につき年10%

【予算額】1億円

【充当する財源】高知県からの市町村振興宝くじ交付金（サマージャンボ宝くじ）の積立金

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

(1) 市町村交付金

本協会市町村交付金交付規程に基づき、令和2年度ハロウィン（旧オータム）ジャンボ宝くじ収益金のうち高知県から交付された交付金を財源として市町村及び広域連合へ交付する。（交付金の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、交付を受けた市町村及び広域連合は、市町村及び広域連合が必要とする当該事業に充当する。）

【予算額】1億4,540万円

【充当する財源】高知県からの市町村振興宝くじ交付金（ハロウィンジャンボ宝くじ）等

(2) 基金交付金（当面の間休止）

本協会基金交付金交付規程に基づき、サマージャンボ宝くじ収益金をもって高知県が協会に交付する高知県交付金を積み立てた基金積立資産を財源として、地方財政法第32条に規定する事業に充当することを条件に市町村へ交付してきたが、同資産の急減及び同資産の運用利回りや長期貸付金利率の急激な低下を受け、今後の財政収支が改善するまで当面の間休止する。

【予算額】 0 円

3 市町村振興助成事業（定款第 4 条第 1 項第 3 号）

(1) 市町村振興事業負担金等助成金

市町村の振興と健全な発展を図る諸事業を実施する団体に対して、事業に係る市町村の負担金の全部又は一部を市町村に代わって負担する。（別表参照）

【予算額】 1,165 万円

【充当する財源】 高知県からの市町村振興宝くじ交付金（サマージャンボ宝くじ）の積立金の運用益及び長期貸付の利息収入

(2) 救急救命士養成事業助成金（平成 28 年度～令和 2 年度）

県内各消防本部が昨今の高度化する救急需要に応え救急救命士の計画的な養成に係る市町村の財政負担の軽減に資するため、その経費の一部について助成金を交付する。

【予算額】 2,579 万 8 千円

【充当する財源】 基金積立資産の取崩

(3) 医師確保助成金（令和 2 年度）

地域医療について、関心や志のある医学部学生に対し、高知地域で求められる家庭医について、研究する講座を開設し、講座を通じて、高知の医療を学び、親しみを強くしてもらうことにより、これら高知大学医学生の県内定着や地域での家庭医の養成を促進する事業に対し助成を行う。

【予算額】 1,000 万円

【充当する財源】 基金積立資産の取崩

4 市町村の振興に関する情報提供事業（定款第 4 条第 1 項第 4 号）

(1) 高知県市町村便覧の発行

県内市町村の行財政等の概況を掲載した「高知県市町村便覧」を発行する。

【予算額】 20 万円

【充当する財源】 高知県からの市町村振興宝くじ交付金（サマージャンボ宝くじ）の積立金の運用益

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第 4 条第 1 項第 5 号）

(1) 高知県町村会・高知県町村議会議長会に関する事業

関係機関相互の連絡調整を図り、町村における行財政事務及び町村議会の円滑な運営と、地方自治の振興発展に寄与することを目的とした高知県町村会及び高知県町村議会議長会に関する事業を行う。

(2) 市町村振興宝くじ販売促進のための広報宣伝事業

- ① 市町村振興宝くじ販売促進のため、(一財) 全国市町村振興協会と整合を図りながら広報宣伝を行う。
- ② 市町村等に対し、宣伝ポスターの配布及び市町村広報誌による PR 活動の依頼
- ③ 県と共同で日曜日における宝くじの臨時販売を実施

(3) 災害見舞金

風水害、火災、地震、その他の災害（高潮、豪雪等）で、「災害救助法」の適用を受けた市町村に対し災害見舞金を支給する。

(4) (一財)全国市町村振興協会に対する協力事業

- ① 納付金の納入
- ② 情報・資料等の収集及び連絡
- ③ 全国事務局長会議、その他研修会への参加
- ④ その他運営に対する種々の協力